

令和7年4月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和7年3月13日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

名古屋地裁及び管内簡裁の職員配置表（令和6年4月以降の最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和7年2月19日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、原判断において不開示とした情報のうち、裁判官、主任書記官及び書記官の所属部並びに事務官等の氏名（以下「本件不開示部分」という。）は不開示情報に当たらないと主張するが、本件不開示部分は以下のとおり不開示情報に相当する。

すなわち、本件対象文書には、名古屋地方裁判所（支部及び簡裁を含む。）に所属する職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号）に相当する。このうち国立印刷局編「職員録」に掲載されている情報については、法第5条第1号ただし書イに

該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

(2) これに対し、苦情申出人は、職員の所属及び氏名は、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡協議会申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）に準じ、不開示情報ではない旨主張する。しかし、申合せは、職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名の取扱いに関するものであるところ、職員配置表は、勤務する職員の所属、職名及び氏名等を一覧化したものにすぎず、登載されている各職員が担う職務遂行に係る情報は記載されていないから、申合せが妥当するものとはいえない。

また、苦情申出人は、令和6年度（情）答申第25号を指摘した上、職員の所属及び氏名は、前記答申の例で不開示とした各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報ではないから、不開示情報ではない旨主張する。しかし、前記答申は、職員配置図に記載された配席等の情報の法第5条第6号相当性について判断したものであるところ、本件は、職員の所属及び氏名について法第5条第1号に相当することを理由に不開示とするものであるから、前記答申とは事案及び理由を異にするものであって、上記の主張も理由がない。

(3) よって、原判断は相当である。